

新宿区教育委員会会議録

平成21年第2回定例会

平成21年2月6日

新宿区教育委員会

## 平成21年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年2月6日(金)

開会 午後 1時58分

閉会 午後 4時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
参 事 兼			
教 育 政 策 課 長	濱 田 幸 二		
事 務 取 扱			
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事 ( 幼 保 連 携 ・ 子 ども 園 等 推 進 担 当 )	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事 ( 学 校 適 正 配 置 担 当 )	遠 藤 剛

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 3 号 平成 2 1 年度新宿区一般会計予算
- 日程第 2 議案第 4 号 平成 2 0 年度新宿区一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 議案第 5 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

### 協 議

- 1 新宿区教育ビジョン（案）について（教育政策課長）

### 報 告

- 1 平成 2 1 年度奨学生選考結果について（教育政策課長）
- 2 平成 2 1 年度新入学 学校選択制度 小学校 補欠登録者の繰り上げについて（学校運営課長）
- 3 平成 2 1 年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について（学校運営課長）
- 4 平成 2 1 年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について（学校運営課長）
- 5 四谷子ども園の検証について（副参事「幼保連携・子ども園等推進担当」）
- 6 市谷小学校用地の引継ぎについて（教育施設課長）
- 7 四谷第六小学校校舎を活用した学童クラブ事業について（教育施設課長）
- 8 江戸川小学校を活用した学童クラブ事業について（教育施設課長）
- 9 新宿区立図書館 3 館の指定管理者による管理開始説明会開催及び臨時休館・開館について（中央図書館長）
- 1 0 自動貸出機の不具合について（中央図書館長）
- 1 1 その他

午後 1時58分開会

## 開 会

木島委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

議案第3号 平成21年度新宿区一般会計予算

議案第4号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第5号）

議案第5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

どうぞ、教育長。

石崎教育長 「日程第1 議案第3号 平成21年度新宿区一般会計予算」と「日程第2 議案第4号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」については、平成21年第1回区議会定例会で審議を予定している案件ですので、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いしたいと思います。

木島委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第1 議案第3号 平成21年度新宿区一般会計予算」及び「日程第2 議案第4号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」を非公開により審議することに異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、まず議案第3号及び議案第4号を非公開により審議し、その後議案第5号を議題といたします。

「日程第1 議案第3号 平成21年度新宿区一般会計予算」及び「日程第2 議案第4号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」を非公開により審議いたします。傍聴人の方は議場より退出をお願いします。

午後 2時18分再開

木島委員長 次に、「日程第3 議案第5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第5号でございます。こちらは区の職員全体の定数条例に関するものでございまして、その一部を改正するということが教育委員会関係のところもございまして、今回議案になってございます。

概要を見ていただき、またこの対照表も一緒に見ていただきたいと思います。今回、いろいろな要素がございます。学校の情報化の推進、新中央図書館の建設準備、図書館の開館時間の延長などによる定数増、それから図書館への指定管理者の導入等々、いろいろな要素がございまして、定数の増減が発生してございます。それにつきまして、この第2条のところの定数の部分について改正をするものでございます。

教育委員会関係につきましては、そこにございますように、まず教育委員会の事務局部分でございまして、これは現行165人が156人ということで9名減でございます。それから、学校関係でございまして、現行が327名が299名ということで28名の減になってございます。

その主なる理由でございますが、教育委員会事務局関係でいきますと、プラス要因としては、先ほど申しました学校の情報化推進、それから新中央図書館建設準備、ここでプラス5名になってございます。また、図書館の開館時間の延長でプラス2名。あともろもろございますが、マイナス要素としては、図書館への指定管理者の導入、これが来年度3館、地区館に指定管理者を入れますので、その人員が16名減になってございます。また、再任用職員の活用ということで、そこにマイナス2減ということで定数については落してございまして、トータルでマイナス9になってございます。

また、学校関係につきますと、特に大きいところでは学校給食の調理業務の委託ということで小学校3校、中学校1校ということで、現行の職員についての委託化に伴っての減ということで13名の減、それから短時間の再任用職員の活用や退職不補充ということで4名の減、その他ございまして全体で28名の減という形になってございます。

新宿区全体にいきますと、新旧対照表を見ていただきますと2,883名が2,868名という形で、全体では減になっているところでございます。これの施行日については21年4月1日でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第5号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたします。

#### 協議1 新宿区教育ビジョン(案)について

木島委員長 次に、協議に入ります。

「協議1 新宿区教育ビジョン(案)について」を協議いたします。

協議1の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 本日は協議事項としまして、教育ビジョンについての案を御審議いただくことになってございます。

昨年の10月にまとめさせていただいた素案に対しまして、昨年の10月から11月にかけて区民の皆様にはパブリック・コメントをいただきまして、今回最終的な成案ということで案を出させていただいてございます。パブリック・コメントについては28名の方からいただいております。件数的には62件になっているところでございます。

きょうは案の内容について説明をさせていただきます。

先ほど申しましたようにパブリック・コメントをいただきまして、そのパブリック・コメント等、また地域説明会でもPTAの方や学校関係者の方など説明を開催させていただいて10回やらせていただき、延べ313名の方の御参加をいただいたところでございます。そういった形で、それを踏まえた成案ということで、今回は御報告申し上げるものでございます。特に、今回は素案からの修正点、そういったところを中心に説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、はじめのところを1枚開いていただきますと、子どもの教育を社会全体で取り組むことが大切だということと、今後教育ビジョンの実現に全力で取り組んでいくということについて、簡単でございますが述べさせていただいているところでございます。

次のページを開いていただきますと目次でございます。全体構成について説明させていただきます。素案では、5章構成という形でしたが、素案の第1章から第3章を2つにまとめまして、第1章を策定の背景、第2章を基本的な考え方に整理をさせていただいております。その結果、成案では4章構成という形にとらせていただいております。また、最後にデータ編ということで新宿区の子どもの状況等を加えさせていただいております。

それでは、1ページ目を見ていただきたいと思います。1ページ目は、第 章、策定の背景でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。教育をめぐる現状と課題と、求められる教育の姿、ここではビジョンの背景の総論部分としまして、全国で共通する子どもの教育の課題等について記載をさせていただいてございます。素案では、この間に区民意識から見る教育への期待の項を設けておりましたけれども、全国で共通する課題と新宿区の現状を分けて記載するために5ページの4のところ、別建てで独立させていただき、データとして掲載するスタイルに変更させていただいてございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。新宿区の現状につきまして、子どもの人口など8項目にわたりまして、過去10年間の推移の特徴を簡単に記載させていただいてございませし、また4番のところで区民の教育への期待、5番のところで保護者の教育に関する意識について掲載をさせていただいてございます。これらは、パブリック・コメントで新宿区のデータをビジョンの背景として用いるべきだというふうな御意見もいただいております、そのように加えさせていただいたものでございます。

7ページをお開きください。第 章、基本的な考え方でございます。

8ページでございますが、ここでは、教育ビジョンの目的・位置づけ・期間等を記載しているところです。(2)のところで教育ビジョンの期間ということですが、素案では教育目標について、おおむね10年後を見据えた子どもの将来像として期間を設定しておったところでございますが、子どもの将来像はいつの時代においても変わらない、あるべき姿ということを示す必要もございまして、期間を設定するというような形では適切ではないだろうということで削除させていただいてございます。

次に、個別事業の部分でございますが、これにつきましては3カ年で計画的に取り組む事業と、経常的に取り組む事業ということで2本立てにさせていただいてございます。

9ページは教育ビジョンのイメージのところございまして、これは素案からの修正はございません。

10ページをお開きいただきたいと思います。教育目標は、囲みの上に説明文を追加させていただいてございますが、教育目標の文言につきましては、素案の段階からの修正はされていないところでございます。

11ページでございますが、新宿区の目指す教育として3つの柱と14の課題を掲げております。これにつきましても、内容について素案からの修正はしてございません。

12ページをお開きいただきたいと思います。施策の全体をまとめたところでございます。3つの柱と14の課題に対応するための27の基本施策と77の個別事業を一覧で見られるように、ここに掲載させていただいてございます。また、基本施策の掲載ページを右裏に掲載させていただき、読みやすいスタイルをとったところでございます。

15ページでございますが、第 章、3つの柱の実現に向けた今後の取り組みというところでございます。ここからが、教育ビジョンの施策編に当たる本編の部分でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。まず、全体的に素案から大きく修正したことについて説明をさせていただきます。現状と課題につきましては、素案の文章を精査するとともに、わかりやすい表現に修正させていただいてございます。また、文中の図や表につきましては、文末にまとめ、読みやすくさせていただいてございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。取り組みの方向は素案の文章を精査させていただくとともに、基本施策と重複する表現については整理をさせていただいてございます。基本施策は素案の文章を簡潔にするとともに、事業説明となっていた表現については、新たに策定した個別事業の説明のほうに移させていただいてございます。個別事業は今回初めてお示しする項目でございます。先ほど少し説明しましたが、3カ年で計画的に取り組む事業と、経常的に取り組む事業の2つを策定したところでございます。計画的に取り組む事業につきましては、20年度末の現況、各年度の取り組みの具体的な内容、そして右の欄に3年後の目標を設定したところでございます。

の学校サポート体制の充実では、授業がわかりやすくなったと感じる児童・生徒の割合を指標として設定させていただき、数値目標を掲げております。ただし、すべての事業が数値目標を掲げているのではなく、隣の の放課後等学習支援、補助教材による学習支援のように、3年後の目標としてあるべき姿を目標に設定しているような事業もございます。なお、パブリック・コメントでは、個別事業に目標を設定すべきだというふうな御意見もいただいております。それに一定の対応をとらせていただいたところでございます。

次に、個別事業の中で主なものについて若干、御紹介をしたいと思います。19ページの、先ほど申しました放課後等学習支援、補助教材による学習支援のところでございますが、これは18ページの取り組みの方向の一つの丸に掲げました、すべての子どもが確実に基礎学力を身につけさせるため、新たに全中学校に学習支援員を複数配置し、放課後等の補習を実施するものでございます。

次に、20ページを見ていただきたいと思います。外国人英語教育指導員の配置でございま



す。新宿区では、これまでも外国語活動の充実として多くの外国人英語教育指導員を配置してきましたが、新学習指導要領における外国語活動の小学5年、6年生の必修化を受けまして、小学校の配置を増員したところでございます。これにより、21年度からは小学校5年、6年生の年間35時間の外国語活動を先行実施するものでございます。

ちょっと飛びますが27ページを見ていただきたいと思います。子どもの生活習慣病の改善でございます。子どもたちに適切な食や運動習慣を身につけさせるため、小学校4年生と中学校1年生の希望者に小児生活習慣病予防健診を実施したいと思ってございます。あわせて、栄養指導、運動指導を行い、早期対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。 のところでございますが言語活動の充実、教育活動全体を通して、言語活動を重視した指導を行うことが大切でございますが、21年度には小学3、4年生の全学級に全児童分の国語辞典を配備したいというふうに考えているものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。学校図書館の活性化の部分でございますが、区立図書館から学校に司書を派遣するほか、区立図書館資料の活用を積極的に行うなど、学校図書館と区立図書館との連携を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。子ども園化の推進のところでございますけれども、四谷子ども園の検証を踏まえまして、23年度までに新たに2園を開設していきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと飛びますが、38ページをお開きいただきたいと思います。 の連携教育推進員の派遣のところでございます。既に連携教育推進校に10名の非常勤講師を配置させていただいてございますが、引き続き派遣を継続させていただき小中連携カリキュラムの研究、作成に今後もつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、40ページをお開きいただきたいと思います。地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進のところでございます。現在四谷中学校をモデル校に指定しまして、新宿区版のコミュニティ・スクールの調査、研究を進めているところでございます。21年度は地域協働学校推進委員会を運営させていただき、22年度の制度発足に向けた準備を本格的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

ちょっと飛びますが、46ページを見ていただきたいと思います。 の入学前プログラムの

充実のところでございます。この事業は、今年度で2年を迎えてございますが、今後入学後のフォローアップを求める声もございまして、これを実施したいということで、より効果を高めるような事業へと充実させていきたいというふうに予定しているところでございます。

それから、50ページをお開きいただきたいと思います。新しい中央図書館のあり方の検討、のところでございます。新中央図書館のあり方の具体的な内容につきましては、今後専門家を交えました検討組織を設置させていただきまして、今後策定します基本構想、基本計画の策定に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

56ページを見ていただきたいと思います。ここでは、学校適正化への推進ということで牛込地区で今実施中でございますが、これにつきまして引き続き、統合協議会設置に向けまして今後も取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

58ページをお開きいただきたいと思います。の特色ある学校づくり教育活動推進計画の部分でございますが、ここの部分、学校長の中・長期的な計画を実現するために今申し上げました計画を各学校で策定するなどしまして、特色ある教育活動を今後も実現していきたいというふうに思っております。

それから、62ページでございます。62ページをお開きいただきますと、学校の情報化の推進のところが出てきます。教員のIT活用能力の向上を図りまして、インターネットや教材を効果的に活用した、よりわかる授業を実現させていただき、子どもの確かな学力を育成していきたいというふうに考えてございます。このために、21年度では全教員にパソコンを配備し、22、23年度の2カ年間で全小・中学校、特別支援学校も含めまして校内LANを整備するなど、学校の情報化を推進していきたいというふうに考えてございます。

それから、66ページでございます。66ページでは巡回指導・相談体制の構築の部分でございますが、でございます。この事業は19年度から実施しておりますけれども、専門家による支援チームの巡回相談や区費の非常勤講師である特別支援教育推進員を学校に派遣させていただき、学校内の指導体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

67ページでございますが、日本語サポート指導、でございます。日本語の初期指導に加えまして、21年度からは放課後に教科の学習支援を行うほか、指導を受けました児童・生徒に日本語検定を実施し、効果的な指導につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に70ページでございます。70ページをお開きいただきますと、学校施設の改善でございます。新宿区ではこれまでも小・中学校の空調整備を行ってきたところでございますが、特別教室やその他、空調が必要な会議室等に2カ年で空調を整備していきたいというふうに

考えてございます。

以上が、主な個別事業について紹介をさせていただいたところでございます。

続きまして、71ページ、教育ビジョンの実現に向けてというところでございます。

72ページをお開きいただきますと、この章の内容は、素案からは大きく変わってございませんが、文言の修正をさせていただいたところでございます。開かれた教育委員会の活動の充実の(1)番、点検・評価の実施でございますが、教育ビジョンの基本施策と個別事業を点検・評価の対象としまして、教育行政の実効性を高めてまいりたいというふうに考えてございます。(2)番は、教育委員会活動の活性化につきましてですが、教育委員の学校訪問などの機会をふやさせていただき、現場の声を直接聞く機会を、これからもふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

2番、教育センターの機能の充実でございますが、今後ますます多様化する教育課題やニーズに対応させていただくとともに、教員の研修センター的機能の強化を図るための検討も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3番の関係機関等との連携・協力のところでございますが、地域文化部や子ども家庭部をはじめまして、関連する区長部局との連携をさらに密にさせていただき、子どもの教育を支えてまいりたいというふうに考えてございます。

4番目の国、東京都への要望のところでございますが、特に人事権の移譲についても今後強く要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、75ページのところでは資料編としまして、新宿区の子どもの状況等を加えてございます。4ページ、5ページに掲載いたしました新宿区の現状のバックデータとして掲載させていただき、読みやすい状況にさせていただいたつもりでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、教育ビジョンの説明にさせていただきます。

なお、今後の日程でございますが、本日いただいた御意見を最終案に反映させていただき、来月、3月6日の定例会で決定をしたいと思っております。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 ビジョン、大筋では随分改善されてきたと思っております。それで、13ページに施策体系の中に各柱、それから課題、そしてさらに個別事業の具体的な事柄に触れられて、

これも非常にわかりやすいと思います。それで、もし可能なら、5項目でも7項目でもいいのですが、これだと極めて総花で、ちょっと大ざっぱに新宿区にとってのビジョンは何なんだということ、5項目から7項目、新宿区らしさの特徴点、これを5つでも7つでも、ちょっとこういうもんなんだと、簡単に説明できるような柱が、もし立てられたら一度ちょっと工夫いただきたいと思います。

以上です。

教育政策課長 今、大変貴重な御意見いただきました。

これにつきましては、確かに非常にボリュームもありまして、メッセージ性を高めるためには、従来から概要版もつくらせていただいておりますので、私ども教育委員会として進める施策の中で、特に重点的なものを中心にパンフレット形式みたいなものをつくらせていただき、区民の方にもわかりやすいような周知に今後も進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

羽原委員 わかりやすいパンフレット、冊子ができるということですが、その中で、特に新宿区であると言えるようなこと、これをぜひ、つまりこれのさらに要約的なものではなくて、新宿区らしさという、その視点での5でも7でもいいから柱を工夫できないかと。

教育政策課長 教育政策課長です。

具体的な中身の御指摘でございました。私どもは、各セクションから出てきた課題等について整理をし、まとめていく過程の中で、これは予算との絡みの中で一つ大きな柱になってきますのは、学校の情報化の推進が一つ出てこようかなと思います。これで、やはり子どもの学習環境というか、わかりやすい授業展開、こういったところは金額的にも大きくなってこようかなと思いますので、こういったところがこれから進めるべき新宿区らしさの一つかなという感じも受けるところでございます。

また、確かな学力の向上面のところで、特に放課後等の学習支援の分、また補助教材による学習支援、こういったところについても、公立学校としてしっかりと、特に学習に課題を抱えるお子さんなどに対して、しっかりと公立学校の役割をどう展開すべきかというようなところも今まで各委員の方からも御指摘をいただいた部分もあろうかなと思います。それを一つの例示として今申し上げさせていただきましたが、そういったところ、今までの御意見を賜ったところを踏まえながら、今おっしゃられたような新宿区らしさをイメージできるような形でのパンフレットづくりも進めていきたいというふうに思っております。

木島委員長 よろしいですか。

どうぞ、白井委員。

白井委員 今お話していました19ページの放課後学習支援というところの項目というか、前回の事前協議会のときに、3年後の目標の基礎学力の定着というようなことをはかれる何か基準みたいなものがつくれないかみたいなことを、ちょっと議論したと思うんですけども、つい最近、東京都の事業計画案で、それに関しては東京ミニマムというのを、もう発表して、それに基づいて基礎学力の定着を図ることが出ていたんですけども、そういう意味では東京ミニマムというものを一つの判断基準、児童の基礎学力がどういうふうに定着しているかと、そういうものはもうできていると判断してよろしいのでしょうか。

教育政策課長 本来指導課長に答えていただく形になりますが、東京ミニマムは確かに、おっしゃるとおり昨年の10月に一定のものを指導基準ということで、児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準というものが出ていることは事実でございます。

ただ、基礎学というものをどのように位置づけるかというところについては、これで直接新たに明確になったということではなさそうございまして、この部分についても前回の協議会でいろいろと御意見をいただいたところでございます。

具体的にその点のところは、今後このところかどうかというお話もあったかと思っております。この点、国などとの協議もあったかと思うんですが、東京都もミニマムをつくらうとしてございましたが、結果的にそのあたりの基礎学力というものについては、明確にすることはなかなか難しかったということも、実は聞いているところがございます。特に最終的には、学習指導要領にあるものがすべて基礎学的前提になるのかもわかりませんが、なかなかそのところを一義的に基礎学力という形で指定するのはなかなか難しいというところが実態のところございまして、ここではそこを明確にするようなことについてはできていないところは事実でございます。

白井委員 ごめんなさい、質問が悪かったみたいで、別にそこを明確に入れろということじゃなくて、これを個別事業で推進するに当たって、一つの資料として東京ミニマムみたいなものを活用と、それを具体化するというような方向が見えつつあるということによろしいのでしょうかというような質問だったんです。

教育政策課長 今、おっしゃられた点について、明確に指導の前提になる指針的なものや、その参考になるものというのは現段階ではできていないということでございますので、その点については、今後また考えなくてはいけない部分があるかと思いますが、その点についての具体的な取り組みの仕方については、ちょっと今後の検討課題だと思います。

木島委員長 ほかに。どうぞ。

松尾委員 同じく19ページですが、ITを活用したよりわかる授業の提供というふうになっておりますが、これはかなり新しい試みのように感じられるところですので、その効果、ITを用いた教育、教材についても、よしあし等があると思いますので、きちんと点検をしながら施策を進めていく必要があるのではないかとこのように感じられますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思うんですけれども。

教育政策課長 確かに、今おっしゃられますように、私どもがそういったLAN等を整備させていただいて、普通教室で最終的にはインターネット等を含めた活用につなげて、実際にはその中身でございますので、どういったその中での教材を使って授業を展開するか等を含めましてソフトの運用のところ非常に大きな課題でもございますので、その点は開発の中においても十分考慮させていただき、ソフトも含め、どのような形での運用をしていくのかを含めまして、特に政策課と教育指導課のほうで十分協力体制をとりながら開発、ないしはその後の対応についても、しっかりとやっていきたいなというふうに思います。

木島委員長 よろしいですか。

先ほどの、白井委員が発言されたことなんですが、確かな学力が、いわゆる、ついたかどうかという一つの目安というものは、この文章はこれでいいんですけれども、いわゆる学習支援員を配置するわけですから、そうすると支援に行く学習支援員というのがいるわけで、その人たちが実際に支援するわけですから、その人たちが何か集まって、それなりの一つのどこまで自分たちが教えたことが到達できているかどうかというようなことは、つくる可能性はあると思うんですよね。だから、そこら辺もちょっと考えるということは、今後の課題だろうと思うんです。それもいいんじゃないかと思いますがどうですか。

教育政策課長 教育政策課長です。

この点について、十分、当然にいろいろな学習支援員の方、今まで入っているスタッフも含めてそうですが、どのように子どもの学力をつけていくかについての一定の基準づくりは重要な視点でございますので、しっかりとその点についての検討を含め、現場で悩まないような体制をとっていきたいというふうに思います。

木島委員長 ほかに。

非常に何回も協議会で、皆さんがいろいろな意見を出し、事務局も非常に大変だったろうと思っております。このようにきちんとまとめてくれたということに対しては、感謝を表したいと思いますけれども、今回が御意見等についての最終的な、これに対する意見というこ

とですので、この際1つでも2つでもあったら今お願いしたいと思いますけれども。

石崎教育長 委員協議会でも協議して、随分読みやすくなりましたし、工夫してもらったのでという部分なんですけど、そのほかに素案に対しては多くの区民の方々からパブリック・コメントなどを通じて意見が出されてきたわけですけども、どういう意見があったかということも、既に資料として見ているんですが、非常に多岐にわたった部分がありますので、そういう面ではいただいた御意見にも、ほぼ対応できるような形で、きょうの案ができていくということによろしいのでしょうか。

教育政策課長 教育政策課長です。

御指摘いただきましたように、細かい项目的には大体62項目程度になってございます。全体の構成的な問題、それから具体的な内容に関する事、それから表記の仕方等について、いろいろ本当に多岐にわたる御指摘をいただいております。可能な限り、私どもとして、事務局としてもその意思を反映する努力をさせていただいたところでございますし、今までいろいろ協議会の中で委員の方々にも御指摘いただいたところで、何とかきょう成案という形で案をつくらせていただいたところでございますので、おおむね一定の区民の方の御意見については、事務局としては反映させていただいたかなというふうに思っているところでございます。

木島委員長 最後に細かいところで申しわけないんですが、4ページの新宿区の子どもの状況のところ、私前回も言ったんですけども、子どもの人口なんかを上の方の3行目、175人減と書いてあることは、元の数字があるから、人数の減じゃなくてパーセントの減のほうがいいだろうということで、ここら辺から下まで、パーセント減で統一した方がいいんじゃないですかね。いかがでしょうかね。すっきりするにはそのほうがいいかなと。

教育政策課長 委員長御指摘いただいたとおり、確かに若干改良したところは下の2つでパーセンテージを出させていただいておりますので、今おっしゃられた趣旨を踏まえまして、そのあたりについての統一化を図っていきたいと思います。

木島委員長 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、松尾委員。

松尾委員 細かいところですが、下に注でさまざまな語句の説明をつけていただいておりますけれども、できれば最初に出てきた箇所だけではなく、大分離れた場所に同じ言葉が出てきたところについても、脚注をつけておいていただくと、読みやすくなるかというふうに思います。よろしくをお願いします。

教育政策課長 そのページで完結できるような形でのスタイルになるべく努力したいと思いますので、今おっしゃられた趣旨について、可能な限りの注釈については整備をさせていただき努力をしたいと思います。

木島委員長 白井委員。

白井委員 やはり用語解説に関係して、54ページなんですけれども、今回の全体的な用語解説、下に持ってきてくださって、前回の後ろで見るより、とてもすごく読みやすくなったと思うんですね。ここの適正配置のところなんですけれども、答申が一応書いてありますよね。ちょっと下に余白もあることですし、答申の内容がかなり適正だと思われる規模みたいなのを答申で出していたと思うので、ある程度要約して、ちょこっとでもわかるような形で書くと、適正配置の背景と中身がわかるかなと思うので、ちょうど余白があるのでいかがでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 適正配置担当です。

御指摘のとおり、余白にわかりやすい答申の内容を載せたいと思います。ありがとうございました。

木島委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 どこかに出ているかもしれないけれども、新宿区の小学校、中学校の数のようなものがどこかに出ていますか。つまり、新宿区の教育環境の規模みたいなものですね。何かちょっとあったらそれはいいんですけれども。ちょっと……。

教育政策課長 確かに、児童生徒数は出ておりますけれども、学校数は出ておりませんでしたので、ではそこも工夫をさせていただきます。

木島委員長 そうですね。確かに数変わりましたから、統廃合によって。

ほかに。

どうぞ、松尾委員。

松尾委員 全般的なことなんですけれども、12ページの施策体系のところをざっと見ますと、14の課題と基本施策と個別事業というふうに3段階になっておりますが、14の課題と基本施策が同じになっている箇所が2カ所ありますね。一つは学校適正配置の推進というのが同じになっています。それから、学校施設の整備というのも同じになっております。これは、課題と基本施策が同じというのは、これは題名ですから、題名だけの問題と言えばそうかもわかりませんが、課題というものと、それに対する基本施策というもの、そのようにビジョン



というものを位置づけて構成されていますので、少し変えたほうがよいのではないかという印象を持っております。

教育政策課長 教育政策課長です。

柱の10番、14番、確かに課題と施策が一緒になってございます。ちょっと検討させていただければと思います。

木島委員長 ほかに。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 ちょっと見当たらないので伺いたいのですが、前回自然との触れ合いとか環境問題とか、そのところがちょっと探すんだけど、ちょっと見つからないんですが。

教育政策課長 教育政策課長です。

自然との触れ合いというところで、若干前回の協議会でも御指摘をいただいた部分がありました。24ページの大きく枠組みのところの豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実というところに、そのすぐ下の部分でございますけれども、人とのかかわりや自然体験を通して、生命や自然を尊重する心をはぐくむ教育を推進するというので、文言をつけさせていただいております。

木島委員長 羽原委員、どうぞ。

羽原委員 言う前におわかりだと思ふけれども、ちょっと表現的に物足りないということがあります。もうちょっと、何か官報的用語にしないような、もうちょっとソフトな自然との触れ合いとか、そういうような当たり前な言葉遣いでいいんじゃないかなと、尊重する心をはぐくむとか、そういう言葉にしてしまうけれども、その前段の表現でいいんじゃないかなと。もうちょっと、町なかで語る言葉でぜひ書いてもらいたい。

それから、もう一つ。今ちょっと見つけたんですが、24ページの一番上の、これは教育用語ならそれでいいんですが、自尊感情や自己有用感、余り聞きなれない言葉だなと思ったんですが、もし官庁用語にあるならそれでも構わないんですが。

以上です。

教育政策課長 教育政策課長です。

まず1点目のところについて、もう少し一般の方が読まれて当たり前のような表現という御指摘もいただきましたので、もう一度検討させていただきます。

それから、一番上のところの言葉については、教育用語的なものらしいんですが、この点もわかりづらいというところもあろうかと思っておりますので、もう少しかみ砕いた言葉で書くよ

うな努力をさせていただきます。

木島委員長 どうぞ、松尾委員。

松尾委員 今回の教育ビジョンは非常に意欲的で、取り組みに対する意気込みというものを感じられると思うんですけれども、そういった中でも学校教育でやはり昔からずっと続けられてきて、今後も続けていかなければならない根幹の部分というのはあると思うわけです。そのところについても、しっかり押さえた上で、新宿区としてこういう形で未来につなげていきますというような、そういう文言、そういうメッセージが伝わる部分があってもいいかなというふうに感じております。

教育政策課長 確かに、おっしゃるとおりどんな時代になっても変わらない普遍的な価値なるものがございます。その一つとしては、今回教育目標を年数で見ない、年度で見ないという形をとらせていただきましたし、今おっしゃられたようなところを踏まえて少し工夫が出るころがあれば考えてみたいと思います。

木島委員長 よろしいですか。

ほかに。いいですか、もうちょっとやりますか。

熊谷委員いいですか。

熊谷委員 大変、各委員の御意見をうまく、そしゃくしていただいて、うまくできているのではないかなというふうに思います。多分、きょう議論して、最終的な案を次回にお認めいただくことになるというような、そういうことだと思います。

私が前回申し上げたのは、非常によくまとまっているんだけど、これはビジョンであり、これに基づいて何らかのきちとした授業をやっていくという観点から、そういう目でもう一度事務局で冷静に見ていただいて、私の意見は全部並びで個別事業ではできるというような、あるいはしなければいけないというか、そういうような悪く言えば妙な義務感に駆られるよりも、区民に対してやはり、区民としては実際にきちとやってもらえるものは何かというところを多分期待していると思うので、むしろ私が前回申し上げたのは、あえて書かなくてもか、あるいは思い切って削れるようなところは削るような、そういう見方で一遍見ていただくと、かえって全体がクリアになって、結果としては新宿区らしいビジョンになるかなと、そんなことをちょっと申し上げたつもりなんですけれども。

そんな意味で、先ほど羽原委員が言われたように、新宿区はどこに特徴があるかなというのは、いろいろたくさん出していくことじゃなくて、むしろ削ってスリムにして、そこで出てきたのが、ここは絶対やるというような、そういう形の、やはり最終ですから、ちょっと

そんな点から見直して、そうすると逆にもうちょっと強めに書けるところもあるかもしれない。語尾を何とかに努めますじゃなくて、これについては実現しますとか、何かそうやっていただくと大変いいビジョンになるんじゃないかなというような、感想みたいな意見ですけれども、そういう作業もやったほうがいいんじゃないかと、最後ですから。

ですから、思い切って、そんなにこれ全部書かなくても、区民の人はちゃんと理解してくれると思うので、ただどこをやってくれるのか、あるいはどこを本当に力を入れているんだというのがわかるような書き方というのを、整理の仕方でも伝えるんじゃないかと思います。ですから、それは予算的な裏づけもあるでしょうから、そこについてだけは強く、むしろ事業のところで書いていただくと、メリハリが出るかなと。

基本的には原案どおりで結構でございますが、よろしく願いいたします。

教育政策課長 最後の一言で救われましたけれども、まさしくいろいろな御意見賜りました。私どもとしても、これは最終的にはしっかりと区民の方にも読んでいただきたいと思ひますし、その取っかかりは概要版みたいなものをつくらせていただき、興味を示したところで、ぜひ具体的な本編のほうにも当たってもらえるような形で、うまくそのあたりは対応したいと思ひますし、今御指摘いただきましたように、新宿らしさということをいろいろと言われてございますので、新宿ならではのビジョンというもので誇れるように、しっかりと最後の詰めをやっていきたいなというふうに思ひます。

よろしく願いいたします。

木島委員長 そこら辺でよろしいでしょうか。

もう一つ、どうぞ。

松尾委員 これは、中身についてではないんですが、このビジョンはこれで次回の会議で決定した後は、どのようにして区民の方に読んでもらうのか。それに対して、広く読んでもらう工夫というものは考えられているのか、それについてお伺ひしたいです。

教育政策課長 確かに、これビジョンは作成して終わりではございません。まさしく21年度からということですから、これをしっかりと私どもも周知活動を図っていく。当然に学校関係者、保護者の方にはまず御提示をしなければいけないと思ひますし、こういったものについての一定の意見交換、フォーラム的なものについても来年度どうするか、私どもとしてもちょっと考えたいなと思ひますので、そういったところでこれを題材に、そういったお話し合いの機会ができるようなそういったものもちょっと検討しないといけないなと思ひますので、十分このあたりのビジョンの中身については、区民の方の監視のもとに、

また来年度以降、この事業の点検・評価もこれから出てまいりますので、しっかりとやっていきたいというふうに考えます。

木島委員長 ほかに。特に、これでよろしいですか。

そうすると、ビジョンに関しては今意見が出たところをちょっと手直ししていただく。それと、後は羽原委員、また熊谷委員から出ているように、非常にこういうものというのは、確かに、こういうことも考えているよという意味では非常にいろいろなところに関して網羅しなければいけない点もあると思いますけれども、先ほど意見が出たように、概要として出すときに7項目、または8項目、必ず新宿区これはやるんだというような、強調できるところをピックアップするということ、ぜひ実行していただくということによろしいですか。

ほかに、これでよろしいですか。さんざんやってきましたから。

御意見、御質問がなければ協議1については終了いたします。

以上で本日の協議は終了いたします。

報告1 平成21年度奨学生選考結果について

報告2 平成21年度新入学 学校選択制度 小学校補欠登録者の繰り上げについて

報告3 平成21年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

報告4 平成21年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について

報告5 四谷子ども園の検証について

報告6 市谷小学校用地の引継ぎについて

報告7 四谷第六小学校校舎を活用した学童クラブ事業について

報告8 江戸川小学校を活用した学童クラブ事業について

報告9 新宿区立図書館3館の指定管理者による管理開始説明会開催及び臨時休館・開館について

報告10 自動貸出機の不具合について

報告11 その他

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から10までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

どうぞ。

教育政策課長 私は報告の1番、平成21年度の奨学生の選考結果について報告をさせていただきます。

奨学金制度、昭和45年から創設して現在に至っているわけでございます。これは今後も、こういった御時世でございますので十分活用していきたいというように思っております。

周知方法ですが、区の広報紙で11月15日号、それから区のホームページで掲載させていただき、区立中学校3年生について全員に学校を通じて募集案内を配布、それから私立中学校・高校へも募集案内のチラシを送ったところでございます。また、図書館や出張所にもチラシやポスターを掲載に努めたところでございます。

募集期間は、今年の11月7日から12月5日まで、約1カ月間募集をさせていただきましたところ、募集人員20名程度というところで予算の範囲内で募集しましたが、応募状況につきましては区立中学校から11名、私立中学校から1名ということで12名の方の応募があったところでございます。

これを審査させていただき、このような御時世の中で成績の状況、それから家庭の状況、それから特徴立ったその子どもの評価できる部分、そういったところも踏まえまして、総合的に判断した結果、全員の方をその対象ということで内定させていただいたところでございます。

今後は、高等学校等の合格通知の確認により、内定者を奨学者として最終決定したいというふうに思っております。

また、これは議会等でも御議論があったところでございまして、予算の範囲内において、まだ多少枠も残っているところもございます。そういったところで都立の高等学校の合格の発表が3月初旬でございますのでその分も踏まえまして、二次募集ができるかどうか。今できる方向で、再度の募集もするような方向で検討したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

学校運営課長 学校運営課長でございます。

2番目の平成21年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰り上げについて御報告をさせていただきます。

平成21年度小学校の新入学の学校選択制度におきましては、こちら記載の市谷小学校、余丁町小学校、西戸山小学校、四谷小学校の4校におきまして抽選を行いました。いずれも定員は80名、2クラス編成でございますけれども、学校選択の制度の適用に当たりましては受け入れ上限数を77名というふうに設定いたしまして、3名分は転居等で児童数がふえた場合

に備えてあけておくという形をとってございます。

1月30日現在の入学予定者数、こちらに記載のとおりでございます。それから、補欠登録者数が記載のとおりということで、一番右側の欄ですけれども市谷小学校におきましては9人の方を繰り上げさせていただきました。繰り上がりのなかった18名につきましては指定校に行っていただくと、こういった形になります。それから、同じく余丁町小学校におきましては、補欠登録者の方が10名いらっしゃいましたけれども6人の方が繰り上がりまして4名の方が指定校へ行っていただくと、こういった形になりました。それから、西戸山小学校ですけれども、補欠登録者数14名、繰り上げ者数が5名ということで、9名の方が指定校へ行くという形になりました。それから、四谷小学校ですけれども、補欠登録者数11名、繰り上がり者が9名ということで、2人の方が指定校に行くと、こういう結果になってございます。

次に、平成21年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてでございます。

委託事業者の選定方法でございますけれども、学校給食の民間委託につきましては、安全の確保や衛生の管理等に十分配慮する必要があるということ、それから給食調理業務の専門性や学校行事への参加協力、あるいは子どもたちとの交流等、さまざまな水準の従業員の確保が不可欠というわけでございまして、単純な入札による金額の比較ではなくて、プロポーザルによる方法で事業者を選定してございます。

選定におきましては、民間委託事業者選定委員会、小・中学校の学校長、学校栄養職員、PTA代表、教育委員会事務局職員で構成した委員会でもって選定を行ってございます。

なお、今回の選定につきましては、平成16年に新たに調理業務を始めて5年経過する既存の6校と、それから新規委託の4校、合計10校分でございます。

事業者の選定基準でございます。東京23区内に本社または事業所を所有していること。それから、東京都内の小学校または中学校での自校調理方式での学校給食の委託実績があること。それから、企業として学校給食に対して積極的な考え方が示されていること。以下、安全性、衛生管理、あるいは業務遂行能力、こういったことについての審査を行ったものでございます。

それから、委託の条件でございます。教育委員会が作成する委託仕様書等に基づきまして、給食調理業務を実施するという事。それから、調理員につきましては、こちらに記載の資格を持っている調理員を受託校ごとに配置することということになってございます。

それから、プロポーザルによる事業者選定の経過でございます。平成20年、昨年9月25日に指名業者選定委員会で27社について候補者として指名を受けました。この事業者に対し

まして、9月29日に区から質問書を送付してございます。そのうち22社について質問書に対する回答がございまして、これにつきまして審査を行いました。10月28日に第一次審査ということで、質問書の中身を採点いたしまして10の事業者を決定いたしました。この10の事業者につきまして平成20年11月15日に質問に対する回答書と、それから質問形式で10分間の説明と、質疑応答25分ということを行う中で、さらに10人の委員によりまして採点を行いました。その結果、上位5社を委託業者として選定いたしました。それを12月11日ですけれども、指名業者選定委員会に報告をいたしまして決定をいただいたということでございます。

選定された5事業者でございまして、葉隠勇進株式会社、株式会社NECライベックス、株式会社藤江、株式会社メフォス、株式会社東洋食品でございます。株式会社メフォスにつきましては、新宿区で初めての受託ということになります。おのおのの会社の概要につきましては次のページに記載のとおりでございます。

次に、平成21年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制についてでございます。全体の数字で申し上げたいと思います。

初めに3歳児でございまして、13学級定員221名で設定してございまして、入園予定園児数につきましては197名、昨年が207名でございましたので10名の減でございます。定員充足率で申し上げますと89.1%でございます。

それから、4歳児でございます。4歳児におきましては、22学級638名で募集をいたしましたが、予定園児数は383名、昨年より7名減でございます。定員充足率につきましては60%でございます。

次に、5歳児でございます。5歳児につきましては、22学級定員638名で募集をいたしてございます。予定園児数につきましては397名、定員充足率で62.7%、昨年より7名の減でございます。

合計57学級、定員1,497名、予定園児数977名で65.3%の充足率、人数で申し上げますと、昨年より24人の減でございます。学級数で申し上げますと、早稲田幼稚園の5歳児におきまして2学級編制でございましたのが1学級になったということで、全体では1学級の減でございます。

それから、四谷子ども園でございまして、4、5歳児ともに2学級、定員50名でございます。予定園児数につきましては4歳児が50名、5歳児が49名、合わせて99名ということでございます。

以上でございます。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 幼保連携・子ども園等推進担当でございます。

それでは、報告の5番、四谷子ども園の検証について御説明をいたします。

お手元のA3の資料をごらんいただきたいと思います。

四谷子ども園につきましては平成19年4月に開園いたしまして、1年10カ月が経過したところでございます。この間、毎月行っている園長、副園長と子ども園担当との打ち合わせや、毎年保護者や利用者を対象に実施しているアンケート調査などを含め、日々の園運営におけるPDCAサイクルの中で検証を行ってまいりました。

しかしながら、開園1年目は年間100組以上の見学者等が来園したことや、子どもたちはもちろん、職員もそれまでのスタイルから新たな仕組みに変わり、悩みや戸惑いを感じながら、一つ一つを確認するように進めてきたことから、2年目を迎えてようやく落ち着いて保育、教育の見直しができるようになったと実感しております。そうした中、これまでの子ども園での取り組みを通して、確認できた成果や課題につきまして、今回、四谷子ども園の検証（子ども園の実践から）と題しまして御報告するものでございます。

資料につきましては、上から下へと見てまいりますが、四谷子ども園における取り組みは新宿区の幼保連携・一元化の理念の実現を目指すものであることから、最上段に理念を掲げ、その下に四谷子ども園の基本方針を置き、続けて四谷子ども園の取り組みを以下に記載しております。

取り組みにつきましては、平成19年度に御報告をさせていただきました幼児教育推進会議第一次報告書の中での区分、保育・教育の内容、子育て支援事業、それから保護者との関係、職員の取り組み、こういった形に沿ったものにしております。

取り組みの検証（成果と課題）につきましては、基本的には子どもを真ん中にとった子ども園の理念や、保護者との関係において図られるべきであろうと考えることから、子どもの姿、それから保護者・利用者の意識、職員の取り組み、この3つの視点でまとめております。

検証の枠の中、上段が総評になりまして、下段に取り組みの成果や課題を記載しております。その下の楕円部分につきましては、通常の取り組みを踏まえた上で、よりよい園運営を目指して、開園後に新たに組み込んだ事項等について記載したものでございます。そして、一番下には次年度への反映や改善点を、取り組み区分ごとに記載をいたしました。

資料内容のすべてを御説明することは時間的にも難しいので、今回は取り組みの検証を中心に御説明させていただきます。



まず、検証の3つの視点の一つ、子どもの姿についてでございます。この四谷子ども園の開設に当たっては四谷地区の2つの幼稚園と1つの保育園が一緒になっております。4、5歳児クラスの子どもたちにとっては、それまでの小規模な集団から、大規模なものへと生まれ変わったことで遊びがダイナミックになり、日々の活動に広がりが見られるようになりました。

また、さまざまな状況の子どもたちが集う子ども園だからこそ、互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が生まれてきております。特にゼロ歳児から在園する環境の中で、自然に年長であること、年上であることを意識した行動をとったり、また年下に優しくしたりする姿が見られます。さらに、3歳から4歳へと進級してくる子どもたちにとっては、4歳から新しく子どもたちが入園してくることは、固定化しがちな友達関係に広がりを与え、また入園してくる子どもたちにとっては、周囲に集団生活に慣れた子どもがいることで、初めて親元を離れることの不安がやわらげられ、スムーズに園生活へなじんでいくなど、今までの幼稚園、保育園という仕組みの中では見られなかった効果が表れております。

一方、開園初年度の子ども園では、3つの園が一つになったこともありまして、5歳児に関しましては、それまでの人数や集団行動、保育時間の違いから、子ども同士も戸惑うことが多く、個々の子どもたちの育ちも多様であったため、しばらくの間は共通の計画に沿った保育、教育が難しかった面がございました。この点につきましては、今後の子ども園化計画において、対応を十分に検討していく必要があるととらえております。

なお、今年度になりますと、子どもたちも互いを受け入れ、認め合い、子ども園独自の生活リズムが築かれてきております。

次に、保護者・利用者の意識についてでございます。在園児の保護者や一時保育、それからつどいのへやの利用者等の意識の把握につきましては、楯円部分にございます保護者・利用者へのアンケートの実施、それから四谷子ども園評議員会の設置、さらには四谷子ども園保護者の会の発足等によってとらえております。

本日はお手元に、今年度12月、先々月に実施いたしましたアンケートの結果を御用意いただきましたので、そちらもごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。このアンケート調査では、1番目の項目子ども園の保育・教育内容について、昨年度は回答者の84%が、今年度は95%の方が満足、あるいはほぼ満足とお答えになっております。同様に質問項目8番目の職員の対応についてでございますが、この項目につきましても、昨年度は回答者の86%が、今年度は94%の方が満足、ほぼ満足と答えており、また、その両方で満足とお答え

になった人の割合もふえていることなど、子ども園での取り組みが多くの保護者の方に理解され、支持されているものと受けとめております。

つどいのへやの利用者についてですが、孤立化し子育てに不安を抱えている保護者にとっては、ここが職員と顔見知りになることで気軽に相談ができる場となったり、また利用者同士が交流を始めるきっかけづくりの場ともなっており、そこから関係が深まり利用者の表情が明るくなる姿が見られます。

ただし、一時保育におきましては、リピーターが多いことで利用率も高くなり、希望日に利用できないといった状況も出たことから、20年度におきましては利用者の多い乳児枠を広げるとともに、キャンセル情報の提供などに努め対応しているところでございます。

評議員会につきましては、21年度から幼稚園においても学校評価の実施が必須となりますが、子ども園におきましてはそれに先駆けて19年度に検討を進め、園運営に保護者や地域住民の意向を反映できるようにと20年度から評議員会を設置しており、既に2回評議会を開催しております。

また、保護者同士のつながりでは、19年12月に保護者の会が発足し、園との共催による夏祭りの開催や、文集の発行などを行っております。現在はすべての在園児保護者が加入をしており、今後子どもを中心に保護者と保育者がともにかかわり合える新たな仕組みづくりを図っていくことが課題だろうというふうに考えております。

最後に、職員の取り組みについてでございます。子ども園では幼児クラスにおける人数配置や保育体制は、他の幼稚園、保育園とは違い、幼稚園教諭と保育士のペアによる複数担任制をとったことで、子どもを見る目が広がり、子どもの姿を多面的にとらえ、状況に合わせた指導や見守りが可能になってきております。

一方で、複数担任制では、副担任になった職員のモチベーションが低下するといった状況が見られたことから、20年度からは保育者のかかわり方を見直し、毎月リーダーとサブリーダーが交代するというような形、あるいは時間割等を変更いたしまして対応しております。これにつきましては、19年度と20年度、双方の取り組みのメリット、デメリットを今年度末までに検証し、21年度の保育体制を確立してまいりたいと考えております。

また、朝の登園時間におくれるお子さんや、習い事等で2時降園するお子さんなど、子ども園については3時までを基本の時間帯にしておりますが、2時降園にされるお子さんなど、一人一人の生活リズムやスタイルが異なることを十分配慮した、子どもの1日を見通したきめ細かい保育・教育計画の策定と、職員の動きや環境の工夫を考えることが今後必要である

と考えております。

今後は、これらの検証内容を全幼稚園、保育園に配布するとともに、子ども園化を予定している愛日幼稚園、中町保育園、また西新宿の幼稚園、保育園との連携を図りながら、今後の計画への反映や、子ども園での取り組みの積極的な情報発信をしてまいりたいと考えております。

説明が大変長くなりましたが、以上が四谷子ども園の検証についてでございます。

教育施設課長 教育施設課長です。

私からは、まず報告6、市谷小学校用地の引き継ぎについてでございます。これは、新宿区が購入した土地が教育財産になり、現在教育委員会で管理しているということでございます。

1の物件等の表示、これは市谷小学校の第二校庭とするところでございます。以下記載のとおりでございます。2の用途は、第二校庭として活用する。3番の引継事由ですが、昨年のうちに購入したということでございます。4番の引継日ですが、平成21年1月13日でございます。現在、校庭の設計に向けて、近隣住民の方たちの意見を聞いているという段階でございます。3月31日まで、いわゆる今年度中に設計を完了します。1学期から夏休みにかけて工事をいたしまして、2学期に第二校庭として利用を開始する、そういう予定でございます。

続きまして、報告7と8なんですが、これは両方とも学童クラブの事業について、学校施設を利用するというので、学校施設の使用承認を行うということでございます。

学童クラブ事業につきましては、子ども家庭部の子どもサービス課が所管でございます。教育委員会としましては、学童クラブ事業が子どもに対する区の事業であり、ハード面等で学校運営上支障がないということであれば、教育財産使用承認を原則として行うということになっております。

それらの前提を踏まえまして報告の7でございますが、四谷第六小学校の校舎を活用した学童クラブ事業についてでございます。この四谷第六小学校のほうは、もう平成20年度、今年度実施済みでございます。というのは、信濃町児童館内が耐震補強工事しておりますので、その仮施設という形で、今年度中にもう実施はしているという形でございます。今回、来年度も21年度以降も実施するというので、それを承認するという形になっております。21年度には信濃町児童館というのは補強工事が終わって、学童クラブが復活するわけですが、今後も学童クラブ需要が大変増加するということが想定されるため、四谷第六小学校でも引

き続き行うという内容でございます。

2番の実施場所は、もう現在使っているわけですが、裏に地図がありますが、この場所で現在行っているということでございます。3番の事業期間は来年度平成21年度から5カ年の平成26年3月31日までということになっております。4番の事業内容については、ここに記載のとおりでございます。5番の現在の利用実績、これは現在の仮施設として実施している実績についてここに記載してございます。

続きまして、報告の8です。こちらは江戸川小学校のほうでございます。江戸川小学校を活用した学童クラブ事業についてということで、これは平成21年度から新規ということになります。この地域につきましては、東五軒町に児童館というのがございますが、ここの学童クラブ事業が大幅な定員超過状況にあるということです。下のほうに利用実績が出ていますが、定員40名のところが54名ということで、大幅に超過しているという状況でございます。そういう中で、江戸川小学校に学童クラブ事業を行うということで、これも教育委員会として承認するという形になります。

2の実施場所については、幼稚園舎、現在休園中ですが、そこを利用するというので、裏に地図が出ております。ここを使うということです。3の事業期間に関しましては、平成22年12月31日までということにしております。4番の事業内容は、ここに記載のとおりでございます。5番の現在の利用実績というのは、今の東五軒町学童クラブの利用実績ということでございます。この中で、江戸川小学校の子どもたちが、主に江戸川小学校で学童クラブを開設した場合利用するだろうというふうに予測をしているということでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

中央図書館長 中央図書館長です。

それでは、報告の9でございます。地域図書館3館の指定管理者による管理開始に伴います説明会、それからその準備に伴います臨時休館、これについて御報告申し上げます。

21年度から戸山、中町、北新宿、これらの館につきましては、指定管理者が各図書館を運営いたします。そのため、これによりまして開館時間の拡大、それから利用者サービスの内容、こういうことが一部変更、または拡大いたしますので、地域住民の方、または利用者を対象とした説明会を開催する予定でございます。

1番としまして、指定管理者による管理開始説明会ということで、それぞれの地域で、例えば北新宿であれば北新宿の生涯学習館、それから中町であれば中町の複合施設の中にあることぶき館、戸山図書館につきましても複合施設であります生涯学習館、これらの会場で説

明会を実施する予定であります。

4月1日から指定管理者に事業を引き継ぐわけでございますが、その前日の3月31日、こちらを臨時休館日といたしまして事業引き継ぎの作業、事業を行いたいと思っております。そのため、毎週月曜日が図書館の休館日でございますが、その前日であります30日、この日を臨時開館ということで利用者の利便を図ってまいりたいということでございます。

続きまして、自動貸出機の不具合でございます。これ、本当にすみません。訂正をお願いしたいと思います。1番の発生した現象の中ののところの2行目でございます。「貸し出し内容の一部が謝って」というのが、陳謝の謝になっております。この内容自体が陳謝のものではありますが、大変申しわけございません。訂正させてください。

それで、これを報告する前に、私ども本当はこの報告の前に、こちらに皆さんお手元にあります「らいぶらりい」こちらのほうで2月3日にリフレッシュオープンしたと、こういうことを大々的に報告する予定でございましたので、そちらのほうを先に報告させていただきながら、不具合について御報告いたしたいと思っております。

まず最初に、創刊号であります、らいぶらりい、これは従来図書館ニュースとなっていたものが名称を変えまして年に4回ほどの規模で、これから発刊してまいりたいと思っております。その創刊号ということでございます。

利用者サービスの充実内容ということで、ここに5点ほど記載させていただきました。貸出・返却処理の迅速化ということでICタグの導入を行います。これにつきましては、23区の中では既に5区がICタグを導入しておりますが、全館一斉というのは今回新宿区が初めてでございます。

それから、2番目にご相談コーナーということで、調べものなど、利用者の質問や相談をお受けする専用のコーナー、こちらを設置いたします。ハテナという、このマークをカウンターにつけましたので、こちらのほうで相談を承りたいと思っております。

それから、3番目に自動貸出機の設置ですが、これは先ほどのICタグを全資料91万点にICタグを貼付することによりまして、いわゆる機械による自動貸出処理ができるということで、これは中央館については3台、子ども館に1台、それから四谷図書館は2台で、ほかは1台ずつ設置しました。計13台ほど設置しております。

それから、4番目はセキュリティーゲートの設置でございますが、ICタグを導入したことによりまして、貸出処理がされない図書館資料が持ち出される場合に、このセキュリティーゲートでアラームを鳴らすということで、従来から無断持ち出しということがございまし

た。これにつきましては、私どもは不明本という扱いにさせていただいておりますが、貸出処理をせずに館外に持ち出して、また返却ポストにそのままお返しいただいた場合もございますが、そういうようなことについてきっちりと管理させていただこうということで、このような措置をしてみたいと思っております。

それから、5番目としまして、インターネット閲覧用パソコン、これを全館に配置いたします。中央図書館に3台、子ども図書館、それから各地域館に各1台ずつ御用意いたします。これにつきましては、1人1回30分以内のご利用ということで、コイン状のものを受付で貸しつけることによりまして、この時間管理をさせていただこうかと考えております。閲覧可能な内容といたしましては、インターネット、これは特別に検索可能なサイトに制限がございますが、それと新聞記事の検索用データベース、聞蔵、それから日経テレコン、このデータベースを無料で利用できるということでございます。

次のページごらんいただきたいと思えます。これは中央図書館がリフレッシュオープンしたということございまして、従来のレイアウトを変えております。従来は3階と4階にそれぞれ図書、それと視聴覚資料と分けて貸出・返却処理をしておりましたが、これを3階と4階を一緒にいたしました。

従来、右のほうを見ていただきますと喫茶室と書いてありますが。その上に視聴覚コーナーを設けました。これは従来ですと、雑誌コーナー、それから新聞コーナーとなっていたものを、この場所に視聴覚を持ってまいりました。

それから、従来ですと、ここの真ん中あたりに開架書庫と書いてありますが、こちらのほうに集中して書庫を置いておりましたが、それで、その左のほうは主に閲覧席、どちらかという閲覧というよりも学習を行っている方もかなり見受けられましたが、そういうような席でございましたが、その席に、それぞれ日本の小説、文庫、それから追録とかガイドブック、こういったものを配置しまして、いわゆる閲覧席という位置づけに改めてさせていただきました。

それから、下のほうをごらんいただきますと、参考調査室の隣にパソコンコーナーというのがございます。こちらのパソコンコーナーのほうに、先ほどお話しいたしましたインターネットの端末機、それからパソコンの持ち込み用の席、こちらのコーナーを設けさせていただきました。これによりまして、視聴覚コーナーは従来、午後7時までの開館でございましたが、これにつきましてもほかの一般図書と同様に午後8時まで貸し出し、返却を受け付けることができるようになったということでございます。

それで、大変恐縮ですが、事故報告をさせていただきます。

2月3日から図書館システムによる自動貸出機の運用を開始いたしましたが、この中で発生した現象として3つ書かれております。

まず1つは、貸出処理のエラーで貸出処理が完了しないという場合です。それから、2番と3番につきましては、これは従来1台ずつでは検証はしていたのですが、新宿区立図書館全館に配付いたしました13台、この自動貸出機が一斉に貸出処理をすることによりまして、例えばだれかが10冊本を借りた場合に、その後に5冊借りた方があり、その上書きをしてしまう。ですから、結局5冊しか借りていないつもりでいたら、10冊借りたような表示になってしまう。また逆に10冊借りた方は5冊の分が上書きされたことによって、返却処理されてしまう。そういうような画面上のミス、またはレシート上の表示ミス、こういったものが見られました。その現象を と のように表記いたしましたが、貸出処理の時点では、正常に貸出処理を完了しているわけですが、その後貸出状況を図書館システムの画面で確認いたしますと、一部が未貸し出しの状態になっている。

それから、3番目としまして、貸出処理を行う際に貸し出しする図書館資料の点数、これは自動貸出機の画面に表れますが、これが御本人が例えば5冊しか借りていなくても10点というような形で、先ほど申し上げました例ですと、10点という形で貸出内容の一部が誤って記録され、なおかつ発行されたレシートにはその資料を加えたものが印刷されてしまうと、こういうような現象が起きました。

これにつきましては、2月3日当日、10時開館したわけですが、10時半ころにまず貸出処理が完了しないということがございまして、これについては事業者、システム管理者が復旧対応いたしました。その後、午前11時以降ですが、先ほど申し上げましたようにそれぞれ一斉に貸出処理がされたことによって、こういう現象が起きてまいりました。

ちなみに、2月3日でございますが、年間の平均で申し上げますと、1日に処理する貸出冊数、この冊数から換算した場合でございますが、中央図書館で約2.3倍の貸出件数が、その日ございました。全館では1.5倍の貸出件数でございますが、このような状況の中で、先ほど申し上げましたように、複数の自動貸出機に同時に貸出処理がされたことによりまして、このような不具合が起こったということでございます。

これにつきましては、2時の段階で全館で自動貸出機の再起動を完了したということでございます。この間、この不具合について、我々のほうもどういう形でこういうことになるのか、ちょっと原因がつかめずに、この間237名の方にそういう意味で不具合を生じさせたと

ということでございます。

最終的に誤作動により作成された貸出データの抽出と修正作業を終了いたしましたのが7時50分でございます。今回の障害発生に伴います貸出記録、それから利用者の個人情報、これの漏えいはないということを確認いたしました。これはどういうことかと申しますと、全自動貸出機それぞれで作業されたものの上書きということで、必ずしも前の方、いわゆる目の前に見えているその方ではなくて、どこかほかの地域館で行っている処理が重なるということございましたので、必ずしも自分以外のどなたがこの本を借りたというような、それと特定するようなことはございませんでしたので、そういう意味で利用者の個人情報の漏えいはないということを確認したという次第でございます。

これにつきましては、利用者への対応・周知といたしまして、2月4日の時点でホームページ上でお詫び文を掲載、昨日データ修復の対象となった237名の方、全員におわびと事情説明の文書を発送いたしました。それから、開館してから初めての土、日に当たります2月7日、8日、それから貸し出しの最終日であります2週間後の17日、この日につきましては、図書館システム及び自動貸出機等の管理業者を中央図書館に待機させまして、不具合等があった場合、またはこの間、この不具合についての事情説明のために即時対応できる体制を取りたいというふうに考えております。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方、どうぞ。

よろしいですか。

次に、報告2について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 定員A、受入上限数B、この3人はいつの時期の対象者を待っているわけですか。

学校運営課長 今度の新1年生であれば、新1年生である間、基本的には現在の学級編制というのは1学級40人、2学級80人でやっていますので、1年生の学年が終わるまで80名超えないことが望ましいわけですので、そのための余裕を見ているということです。

羽原委員 原則というのはそういうものだとわかっていて、例えば、四谷小学校の2人の子ども、僕らからすると何とかなるまいかと、情においてですね。理屈においては、正しいんだけれども、何かちょっとしゃくし定規な感じだなと。

学校運営課長 これはちょっと前の時期では、実は1名だったんです、落ちる方が。それで、



かなり私どもも考えました。ただ、無理して77名を78名入れるということは、理屈の上では、ほかの学校でもそれはできるということにもなりますし、このケースの場合にはその後、その地域に転入者がいらっしゃって、また2人が繰り上がらないという状況になったというようなこともありまして、万が一入学式なり、その時点で81名とかということになりますと、それも好ましい状況ではありませんので、あえて特例措置は行わなかったという。委員おっしゃられるような観点からの検討もいたしましたけれども、原則は守らせていただいたということでございます。

羽原委員 わかりました。

木島委員長 よろしいですか。

それでは、報告3について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、熊谷委員。

熊谷委員 区内には適切な業者の方はいらっしゃらないんですか。みんな区外ですよ。他の区の……。応募にはあったんでしょうか。その辺ちょっと。

学校運営課長 実は、事業者、給食調理業務委託の条件に載っております東京都内で自校方式の給食を経験している等々の事業者というのは、実はそれほど多くございません。全部で40社程度でございます。中には、ある自治体が自分の区域内の学校の給食調理業務を委託するために業者の方でつくっていただいた協同組合、そういったものも含めてその程度でございまして、その中から今回27社が第一次候補者として選んでいるという中で言えば、余り区内、区外という意識で業者選定しているということには行っていないというのが実情でございます。

熊谷委員 たまたま区内の業者が入ってこなかった、そういう理解でよろしいですか。

学校運営課長 区内、区外という、そういうことを判断材料としては扱っていない、結果論でたまたまそうなったということでございます。

木島委員長 これは以前は給食に使う材料、それは何か区内というか、学校の近くでというような話はなかったんでしょうか。前あったような感じがあるんですが、いかがですか。

学校運営課長 特段、絶対に学校の近辺の業者さんを使いなさいとかというような定めはございません。東京都の学校給食会があっせんしているものですか、あるいはこういう学校給食系の食品を専門に扱っている事業者さんですか、あるいは産直のいろいろな農協なんかから売り込んでくるものや、あるいは昔からのその地域の商店なんかから購入しているもの、これにつきましては、教育委員会で直接的にどこから買いなさいというよりは、おのお

の安全性ですとか、鮮度ですとか、そういったものを勘案しながら各学校ごとに発注をしているというのが実態です。

木島委員長 よろしいですか。

それでは、次に報告4について御質疑のある方どうぞ。

特に御質問ありませんか。

それでは、次報告5について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、白井委員。

白井委員 子ども園の次年度への反映のところの下から3行目のところで、「また、連携では小学校の活動に子ども園が合わせるのではなく、双方の生活を理解しつつより良い方法を工夫する。」と書いてあるんですが、小学校の活動に子ども園が合わせるのではなくというのは、具体的にはどういうことを意味しているのでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 子ども園担当でございます。

小学校との連携教育の取り組みにつきましては、1年目は5歳児と小学校の各学年との取り組みということで実施をしております、2年目になります平成20年度からは各年齢クラスと小学校の各学年とがペアになりまして実施をしているところでございます。

小学校側から申し上げますと、連携教育という一つの時間単位の中での活動、つまりはお子様の教育課程上の時間配分の中で、組み合わせを子ども園側にお話をいただく。ところが、子ども園においての生活のリズムというのが、いわゆる午睡の時間があったりとか、あるいは低い年齢の子どもですと、必ずしもお昼寝の時間が午後とは限らず、あるいは食事の時間がお昼とは限らないといったような、それぞれのクラスにおける生活リズムがございますので、そういったところを考慮していただいた上で、どのような連携が可能なのか、こういったところを進めていきたいというところでございます。

白井委員 そういう意味では、今行われている連携というのは、子ども同士の交流というような形で行われているということでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 基本は子ども同士の交流ということになりますが、ただしそういったものを進めるに当たって、職員同士の事前の打ち合わせ等を含めて、互いの取り組み、お子さんの状況などを知る機会を持って、かかわっていくといったことから、職員と子どものそれぞれの交流という形で進めております。

白井委員 それに関連して、連携ということで、一番のなぜ連携をしようというふうになったかということ、いわゆる小1プロブレムということだと思っんですね。それで、ビジョンの

ほうにも書いてある小1プロブレムというのは、集団生活になじめず団体行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞けないと、小学校入ってきたとたんに、机に座って聞いてられないというようなところが、やはり今までの幼稚園、保育園と生活パターンが違ってきているというところに問題があると思うんですね。

そういう意味では、交流も大事なんですけども、入学前の保育園とか幼稚園の段階で、例えば30分、最終的には小学校入るまでに、いすに10分、20分、30分とちょっとずつ多くして行って、少なくとも小学校入る前の段階でいすに座って先生の話聞けるようなプログラムとか、そういうようなことの連携、小1プロブレム対策というか、そういうものはなされていないのでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 四谷子ども園において行っている小学校との連携というところにつきましては、先ほども申し上げましたように、今のところはお互いの施設において、互いの子どもたちの発達や学びの連続性を意識はしつつも、円滑な接続につなげていく、こういったものが目的ではあります。ただ、実際に19年度からスタートした中で、どういう形でそれが今、委員御指摘のような、きちっと座ってられる、そういったことを身につけさせるというような働きかけを基本とするのか。ただ、子ども園においての子どもの学びというのは、いわゆる遊びを通してということが基本になりますので、そのところは今現在行っている内容では、必ずしもそういうことをさせているということとはございません。

ただ、教育ビジョンの中で保幼小の合同会議の実施というような形で、これは学校ごとということではなくて、地域の小学校が、その地域にあります保育園や幼稚園、こういったところの関係者と一堂に会しまして、子どもたちの小学校への接続に関して共通理解をもって取り組んでいくと、こういったものを来年度から全校で実施するという運びで考えております。

白井委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一つ。

木島委員長 どうぞ。

白井委員 あと、一時保育のあれなんですけど、一時保育自体はどのような実態として、かなり利用ニーズがあるという御説明でしたが、どのような利用状況でしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 一時保育の利用状況につきましては、比較といたしまして平成19年度において、今年の1月末での延べの利用人数が901名、それが今年度、

20年度になりますと1,321件ということで、大体1.5倍程度ふえているというのが現状でございます。

木島委員長 いいですか。

白井委員 結構です。せっかく新しい試みで、多分一時保育とかやって、いわゆる専業主婦の方々のサポートというのが、多分子ども園の一つの柱だと思うので、その辺引き続きニーズにこたえられるようお願いしたいと思います。

木島委員長 ほかに。どうぞ。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） そのようにこたえていきたいと思います。

木島委員長 確かに、四谷子ども園というのは、従来はお母さんが働いている、だからというようなことが前提だったと思うんですが、やはりそれは逆に言うと差別でもあるわけですから、専従主婦の子どもでも同じような条件で預かれるというのが当然だろうと思うんですね。そういう先駆けでもあるわけですから、非常に経過をしてきての検証、こういうことは大事だろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、報告6について御質疑のある方はどうぞ。

これは、前回報告されていたように、土地を校庭用に買ったという報告ですね、ということではよろしいですか。

次に、報告7について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ。

白井委員 これは、報告7と8なんですけれども、結局学童クラブ自体の管轄は子ども家庭部で、ただそれを利用する施設が教育委員会所属なので、一応これについてこういう報告というか、そういう形になるというというのが今回の形ですね。

教育施設課長 教育施設課長です。

そのとおりでございます。教育委員会としては、教育財産の使用承認ということをするので、その所管が教育施設課ということもあるので、その御報告をさせていただきました。

白井委員 学童クラブを利用させていただいて、働いてきた親の立場から言いますと、やっぱり所管が違ってはいますが、やはり学童クラブとは学校教育の補充みたいな形で、かなりいい活動もしてくださっているので、使用承認というだけでなく、中身についても連携してサポートして、教育委員会のほうが何かしてくれればいいなという感じはしております。

教育施設課長 中身については、財産を担当している者としては言いづらいんですが、ただ

基本的に教育委員会の姿勢として、区の子どもに対する事業に関しては教育委員会は区長部局と連携して協力していくということで、学校運営に支障がない限りは、基本的には承認という、そういう基本的な姿勢を持っているということでございます。

教育政策課長 教育政策課長です。

今の視点については、各学校の施設をただ単に場所貸ししているということだけではなく、やっぱりその学校の子どもさんも利用されている方がたくさんおられますから、そういう目線で校長先生初め教員の方の見守り、そういったものも含めてしっかりと子どもの居場所として、しっかりと活躍というか役立てるような対応をとりたいなというふうに思っております。

木島委員長 どうぞ、羽原委員。

羽原委員 これは1年から3年までだけですね。それはどういう理由かということと、それから就労家庭児童のみ、これは収容の枠とか、そういう制約ですか。

次長 ちょっと所管が違うので、正確かどうかわかりませんが、私は預けた立場としてちょっとお話しさせていただくと、小学校1年から3年生までは保育園から引き続き小学校に行きますので、そういう意味ではなかなか、うちで1人で留守番ということは難しいという視点で、こういう学童クラブというのを立ち上げたというふうに聞いてございます。ただし、障害児については6年生までということも、やっぱりそういう意味で障害児につきましては、なかなか1人でかぎを開けてどうこうということは、なかなか難しいということで6年生までというふうに考えてございます。

石崎教育長 学童クラブのほかに新宿の中には児童館がありますので、その上の年齢の子どもたち、あるいは就労している家庭でない子どもたちについては児童館の利用というのも十分できますし、現在では放課後子どもひろばもありますから。

教育政策課長 教育政策課長です。

学童クラブの承認について条例がございまして、そののところを読ませていただきますと、利用できる者ということで大きく2つございます。区内に居住する小学校第1学年から第3学年までの児童で、保護者の就労、疾病等の理由によって学童クラブの利用時間に家庭において継続的に適切な保護が受けられない者というふうな御判断。それと、区長が必要であると認めたところでの障害の子どもさん、そういったところだろうと思っております。

羽原委員 わかりました。

木島委員長 だから、そこら辺がさっきも僕言ったんだけど、羽原委員もそのところが

あると思うんですけれども、就労という言葉にひっかかるんですよ。なぜ、そうなんだというところがね。就労する主婦を支援すると、はっきり言うんだったらまだしも、そうでないのにお母さんが就労している児童に限るんだと、もちろん児童館というのもあると言えばそうですけれども、そういうところというのは何か逆に、僕は差別しているんだということ、やっぱり正さなければいけないと思うんですよ。これは、うちの部局ではありませんけれども、強く言っておいてほしいと思います。

教育政策課長 教育政策課長です。

今、委員長おっしゃった点については、所管のほうにしっかりと伝えたいと思います。

白井委員 学童クラブの会長もしました私が。多分今、ちょうど歴史的な変化のときだと思うんですけれども、もともと学童クラブとは、自主的に親のほうで保育園を卒業した後そういう場所がなくて、まず親が費用を出して人を雇って、そういうクラブを立ち上げて、それが全国に広がって、その間自治体のほうも協力してくれて場所を貸してくれるのと、学習指導員みたいな、学童クラブの指導員という費用ぐらいを出してくれて、それが児童館の一室を貸してくれる。新宿区の場合は児童館で、中野区なんかは、かえて学校と一体性がいいということで、学校の一室を学童クラブの部屋にしているという形で取り組みがなされてきたんですよ。

だから、それがさっき木島委員長がおっしゃるように、ただ今は専業主婦の方も、なかなか子どもを1人で育てるような状況で孤立化しているので、子ども自体が遊ぶという意味では、今回やろうとしている放課後子どもひろばみたいな形の、やはり受け皿もつくっていかないといけない状況になっていると。ただ、学童クラブの場合には、帰ってきたらおやつというの、子どものおやつ代は親が費用負担しているんですね。私のころは、親がおやつも全部調達して、全部それを頼んで配ってもらったというような、今はちょっとどこまでやってもらっているかわからないんですけれども、そういうところではちょうど過渡期なのかなという感じします。私も将来的には木島委員長言うみたいに、そこが分ける必要性があるのかどうかということまでいくのかなというふうには思います。

木島委員長 これは、歴史的に専従というのは、結局いわゆる税金の上の控除があった時代だろうと思うんですよ。就労しているから税金払うから、片方は専従だから専従控除があるというような、もともとそういうような考えもあったと思うんですね。しかし、専従の、いわゆる控除も今はなくなるとなると、それはやっぱり考え直さなければいけない。最初は、いわゆる就労していた人たちがお金を出し合っただけというけれども、それは終わってしまった

時代だから、その時代にはもう当然考え直さなければいけないわけですから、そういう歴史的なものは、もちろんあるでしょうけれども、しかしそれに合ったような考え方で、これは直していかなければいけない、そういうふうに考えるんですけれどもね。正すものは正すと。石崎教育長 今おっしゃったみたいに、学童クラブとか、そういったものについては、やはり家庭で低年齢の子どもたちをきちっと、保育園までは保育園が機能するわけですが、小学校上がった後、やっぱり就労している家庭の中で、その子たちを養護できないという、その部分を補完するという、福祉的なサービスだろうと思うんですね。

でも、先ほどの子ども園もそうですけれども、そうはいっても子育てする中で、就労している家庭であろうと、家庭にお母さんがいる家庭であろうと、またさまざまな家庭があるわけですから、そういうぱっと分けた二分法じゃなくて、それぞれのニーズにどういうふうに柔軟に対応していけるのかという道を模索していく段階だろうと思うんです。

先ほどの子ども園の検証結果を見てみましても、やはり保護者の意識が、幼稚園の保護者と保育園の保護者の中で、やはりそこが融和していくのにも時間がかかるでしょうし、放課後子どもひろばと学童クラブの、それぞれ利用している保護者が求めるものも、やはり学童クラブの保護者の方々は、家庭にかわって責任を持って子どもたちを預かってほしいという要望が非常に強いという部分がありますので、しかも長期休業中などについては、長時間預かるわけですから、そういった違いと、共通にできる部分とどういうふうに、時代の変化の中で見直していくのか、よりよい姿を求めていくのかなということなのかなと思います。

そういう面では委員長の御意見も、そういう御意見もあるだろうし、でもここで発言できない、そういう保護者の意見も一方ではあるのも現実なのかなと思います。

木島委員長 というのは、これはいろいろな面倒くさいことがあって、わざわざ私は病気ですから子どもを見られないという証明書をいただきたいと、随分私も書かされた記憶がある。だから、そんなくだらんことはもうやめなければいけないと思うんですよね。確かに、就労するということはいいことだけれども、やっぱり専従の中にもいろいろあるんだし、もう正さなければいけない時期だろうと思いますから、そんなくだらないことで差をつけるのは早いところやめなさいということだろうと思いますね。児童館もあることだからという話もわかりますけれども、言葉にあること自身、不愉快であると思います。

そういうことでよろしいかと思えますけれども、勝手に。

それでは、報告9について御質疑のある方はどうぞ。

これはよろしいですね。

それでは、報告10について御質疑のある方はどうぞ。

石崎教育長 2月3日に復旧したけれども、土、日、火曜日については業者を対応させるといことなんですが、水曜日とか木曜日はどんな状況なんでしょうか。

中央図書館長 中央図書館長です。

実は、2月3日の日にそのような不具合がありましたので、4日についても全館待機していただきました。ただ、やはりかなり人を要することもありまして、できればその日以降については、簡略化させていただけないかという申し出もありましたので、重点的にこの土、日、それから2週間後の返却日、それに備えた形での対応ということで、ほかの日については特に業者の対応はございませんが、即時速報できるような連絡体制、それはとるつもりでございます。

石崎教育長 トラブルはなかったという、現状は……

中央図書館長 不具合はございませんでした。

石崎教育長 スムーズに動いているわけですね。

中央図書館長 はい。

木島委員長 こういうシステムの移行のときというのは、やっぱりいろいろなトラブルがあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御質問がなければ、本日の日程で報告11、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

## 閉 会

木島委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 4時20分閉会